

## 特 記 仕 様 書

業 務 名： 昭和浄水場更新事業に伴う測量業務委託  
業務番号： 02-R8GT4-064  
業務場所： 大和郡山市額田部北町地内  
業務期間： 着手 令和 8 年 10 月 29 日 完了 令和 9 年 4 月 12 日

第 1 条 昭和浄水場更新事業に伴う測量業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたっては、土木設計業務等委託必携【奈良県】によるものとし、測量法ならびに各関係法令等に準拠すること。

第 2 条 土木設計業務等委託必携に対する特記事項は、次のとおりとする。

### 1. 業務の着手

本業務等については、契約締結後 15 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に着手しなければならない。この場合において、着手とは監督職員との打合せまたは現地確認を行うことをいう。

### 2. 業務に関する指示事項

- （1）この仕様書は、奈良県広域水道企業団大和郡山事務所が行う昭和浄水場更新事業のための測量業務の作業手法を定めたものである。
- （2）本業務を遂行するにあたり、監督職員ならびに既発注の昭和浄水場更新事業基本設計業務の受注者と十分打ち合わせを行い、手戻りのないよう作業方法の検討を行い実施すること。
- （3）測量業務における 4 級基準点測量は、委託場所付近において世界測地系の既設点があり、後の設計業務との整合性を期するため使用するもの。
- （4）本業務において知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、地元住民に対しての誤解や疑義を招くような言動は、厳に慎まなければならない。
- （5）受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に発注者に遅滞なく提出しなければならない。また、14 日以内に業務計画書を提出しなければならない。

なお、主任技術者について発注者が不適任であると認めたときは、改めて選任しなければならない。

- （6）業務実施にあたっては、一般交通の支障のないよう注意し、各種物件や農作物等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。万一損傷もしくは事故が生じた場合、受注者の責任において一切を処理しなければならない。

### 3. 現地作業の開始について

事前に地元自治会及び関係各所に対して業務に関するお知らせを行うことから、調整が整ったことを監督職員に確認の上、現地作業に入ること。

### 4. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間 1 回、成果品納入時の計 3 回とする。

### 5. 測量条件項目

- （1）4 級基準点測量 N=18 点

- ・補正項目  
地域区分 : 都市近郊（丘陵地）
- (2) 現地測量  $A = 0.036 \text{ km}^2$ 
  - ・補正項目  
地域区分 : 都市近郊（丘陵地）  
縮尺 : 1 / 200
- (3) 路線測量  $L = 0.46 \text{ km}$ 
  - 仮BM設置測量  $L = 1.4 \text{ km}$
  - 横断測量  $L = 0.46 \text{ km}$
  - ・補正項目  
地域区分 : 都市近郊（丘陵地）  
現地条件 : 0～1000 台未満/12 時間  
曲線 : なし  
横断測量測点間隔および幅 : 間隔 20m 対象地にてメッシュ状に測量を行う、幅 135m～145m

## 6. 安全費

### (1) 交通誘導警備員の配置について

- ①交通誘導警備員は「警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号 一部改正：平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号）」第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ②交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 | 編 成       | 昼夜別 | 交代要員の有無 | 備考 |
|------|---------|-----------|-----|---------|----|
| 公道上  | 2 名／各作業 | 交通誘導警備員 B | 昼間  | 無       |    |

交通誘導警備員 B：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

## 7. 地下埋設物調査

受注者は、測量業務において、以下の通り埋設配管等の現況調査を行うものとする。

### (1) 対象範囲

調査対象は、浄水場敷地内における場内連絡管路のうち、露出している配管、ピット（弁室・流量計室等）、および弁筐等の附帯設備とし、試掘調査は含まない。

### (2) 調査内容

受注者は、地上から調査可能な全ての埋設配管について、以下の計測を行うこと。

- ①平面位置の測定
- ②標高（構造物天端高および底版高、管天高等）の測定

(3) 成果物の反映

測定した位置および高さについては、現況測量図に正確に反映させ、明記すること。また、弁室等は写真撮影を行い、弁室毎に整理すること。

(4) 試掘調査必要箇所の抽出

ピット・弁筐等がなく埋設位置を特定できず、試掘調査が必要となる位置を抽出し、設計業務への申し送り事項をまとめる。

第3条 成果品の提出について

(1) 報告書（資料編含む） 2部

(2) 電子データ 2部



# 昭和浄水場（施設配置図）

位置図 S=1/500

